平成２５年（フ）第６９１号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番72―303号
債務者　内埜真由美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２号
千葉県流山市大字東深井882番地の69　グリーンハイム水辺302
債務者　森田　弘道
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目388番地　パレド・エスポワール105号
債務者　吉野　伸次
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６６号
千葉県野田市花井182番地の５
債務者　杉嵜　和子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１６号
和歌山市中65番地の５　Ａ棟203号室
債務者　野村　俊文
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４４１号
和歌山県岩出市高塚296番地　Ｉ―102号
債務者　平田　和美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５号
和歌山市鷹匠町６丁目４、住民票上の住所和歌山市木ノ本395番地の52
債務者　住山　正一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
和歌山県海南市大野中252番地　セジュールカスガⅠ103号室、申立時の住所和歌山県海南市大野中107番地10
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
山口県周南市大字徳山951番地の107
債務者　今田　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１０２号
山口県光市上島田２丁目５番７号
債務者　竹田　光恵
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５号
山口県岩国市今津町４丁目６番８号
債務者　佐々野勝明
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１０号
山口県柳井市伊保庄95番地　独立行政法人国立病院機構柳井医療センター、住民票上の住所山口県下松市大字末武中1146番地13　保美荘301号
債務者　村竹　英昭
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第３８号
神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内850番地の１エクシアパーム弐番館207号
債務者　ヘアメイク飛行船こと　森下　範子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３号
神戸市長田区戸崎通３丁目２番３号　サンとざきＡ棟201号
債務者　藤井　絵理
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１―713号
債務者　南山　雅邦
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２９号
神戸市中央区海岸通４丁目５番16号　五十川第一ビル201号
債務者　山口　　悟
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６７号
名古屋市東区筒井１丁目７番23号　ベルドミール葵21―101号、住民票上の住所名古屋市東区古出来１丁目２番３号　奥村ビル３Ｂ号
債務者　伊藤　貴子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部